

令和7年度 就学援助費のお知らせー 在校生／転入生用ー

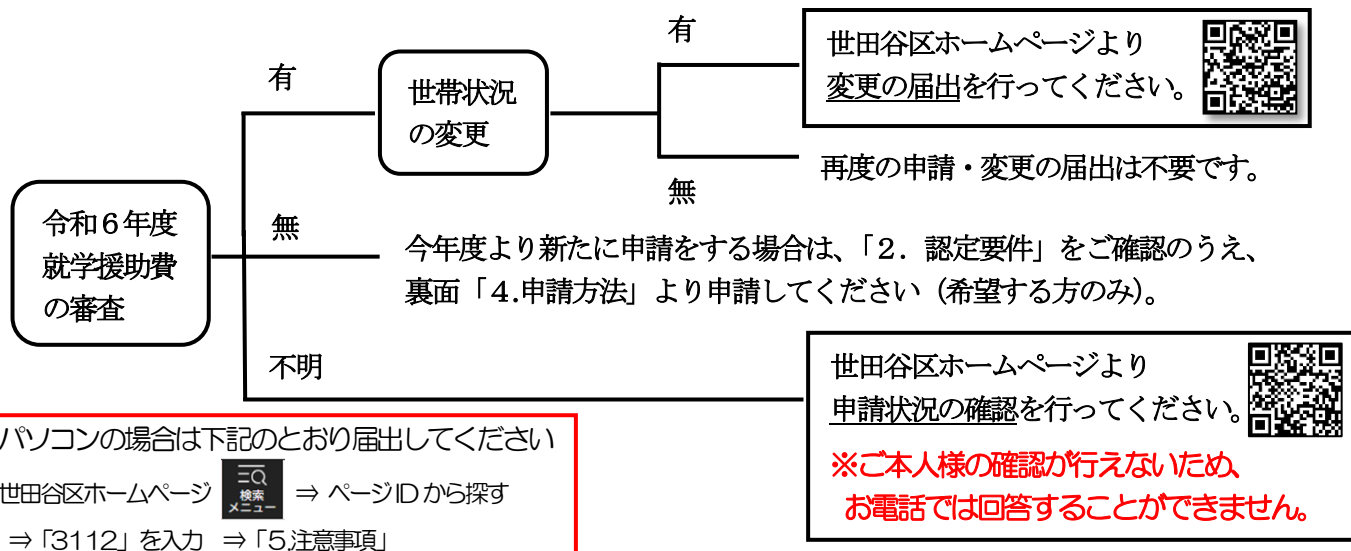
「就学援助費」は、学用品費や校外授業費など、就学に関する費用の一部を支援する制度です。

1. 継続審査について

- 令和6年度に世田谷区で就学援助費の審査を受けている方は、卒業されるまで継続して審査を行いますので、再度の申請は不要です。
- 令和7年度就学援助費は、令和7年4月1日の住民票上の世帯状況を基に審査します。ただし、住民票とは異なる世帯状況を既に申請されている場合、その世帯状況で継続して審査します。なお、新たに住民票と世帯の状況が異なることになった方は、世田谷区ホームページより「変更の届出」を行ってください。

世帯状況が住民票と異なる場合の例

- 住民票上別世帯にお住まいで、生計が同一の方がいる場合（単身赴任、同一住所別世帯等）
- 住民票上同一世帯にお住まいで、生計が別の方がいる場合（二世帯住宅等）
- 住民票上の住所が現住所と異なる方がいる場合



2. 認定要件

世田谷区在住で、国公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者の内、次のどちらかに該当する方

(1) 生活保護を受給している方

(2) 令和6年1月～12月の世帯全員（16歳以上）の合計所得金額が支給対象基準額以下の方

「支給対象基準額」のめやす

		上段太字：所得金額 下段（ ）：給与収入					
認定区分	世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
基準額		約302万円 (約445万円)	約378万円 (約540万円)	約418万円 (約590万円)	約443万円 (約620万円)	約524万円 (約714万円)	約586万円 (約774万円)

○この表は、あくまでもめやすとなります。実際の支給対象基準額は、世帯員の年齢等により異なりますので、支給対象基準額に該当するかどうか迷われる場合、まずはご申請ください。

○審査結果は7月下旬にご自宅へ郵送するとともに、在籍学校へも通知いたします。なお、審査結果について事前のお答えはできません。あらかじめご了承ください。

○世帯人数とは、原則として住民票上の世帯員全員と、住民票上別世帯で生計が同一の方（別世帯の配偶者様等）全員の合計人数です。

（裏面に続きます）

3. 支給額・支給費目

世田谷区HPに掲載している「支給予定額表」でご確認ください。

世田谷区ホームページ  でページ番号「3112」を入力

⇒ 1. 概要 ⇒  支給予定額表



4. 申請方法

今年度から新規に就学援助費を希望される方は 世田谷区ホームページ からオンラインにてお手続きしてください。

※お子様お一人につき、一件の申請が必要です

世田谷区ホームページ  でページ番号「8070」を入力

⇒ 4. 電子申請システムへ



※オンラインでのお手続きが難しい場合は、世田谷区ホームページ（ページID:3112）から「令和7年度 就学援助費希望調書・受給申請書（兼口座振込依頼書兼受領等委任状）」を印刷して郵送もしくは学務課の窓口にお越しください。

申請期限は **令和7年4月25日（金）** です。

期限後も申請は随時受け付けますが、申請時期により支給金額等が異なる場合があります。 年度途中に転入された方は、お早めにご申請ください。なお、今年度の最終提出期限は令和8年3月13日（金）です。

5. 注意事項

（1）所得審査について

- ・所得額の修正申告等により、認定後に支給対象基準額を超過していたことが判明した場合は認定区分の変更や取り消しを行います（支給済みの就学援助費は返金していただきます）。
- ・所得が無い（少ない）ため申告が不要となっている方の場合でも、就学援助費を含む一部行政サービスの申請時にはご申告が必要となります。 確定申告、住民税申告、勤務先からの給与支払報告等のいずれも完了していない方が世帯にいる場合は、至急お手続きをお願いいたします。
- ・令和7年1月1日時点で世田谷区外に居住していた方は、世田谷区に所得の情報がないため、令和7年度分の課税証明書の提出が必要となります。該当の方には、申請書受理後、6月にお手紙にて手続き方法をご案内いたします。令和7年度分の課税証明書の提出が難しい場合は、マイナンバーカードによるお手続きも可能なので、下記問い合わせ先へご連絡ください。

（2）世帯について

- ・同居別居の別に関わらず、原則として配偶者様は同一生計の世帯員として審査します。
- ・世帯の状況について特段のご事情がある場合には、事前に下記問い合わせ先へご連絡ください。

6. 問い合わせ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区教育委員会 学務課学事係
電話：03-5432-2686